

鳥獣害のない里づくり推進事業（更新支援事業）について

- 1 本事業の対象となるのは、「鳥獣害のない里づくり推進事業」等の補助事業で設置した「電気柵等およびネット柵」となります。よって個人が設置した電気柵等およびネット柵等については対象外となります。
- 2 更新の対象となる電気柵は、設置から8年以上経過していて、かつ市町担当者が現地確認を行い、更新が必要と判断されるものとします。具体的には、電源が故障している、また故障や破損は見られないが規定通りの電圧が流れないなど客観的に更新が必要であることが確認されるものを対象とします。
- 3 バッテリーや支柱など、一部の部品や資材の交換だけでは、事業の対象とはなりません。本事業の対象となるのは、現在設置してある「電気柵等およびネット柵」を一式取り換える場合にのみ対象となります。